

## 令和 6 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：かすみがうら市

### 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 84.27%                          |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 92.69%                          |
| 全職員               | 71.00%                          |

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

| 役職段階        | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | —                               |
| 本庁課長相当職     | 102.53%                         |
| 本庁課長補佐相当職   | 96.30%                          |
| 本庁係長相当職     | 96.93%                          |

#### (2) 勤続年数別

| 勤続年数    | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|---------|---------------------------------|
| 36 年以上  | 82.52%                          |
| 31～35 年 | 93.91%                          |
| 26～30 年 | 82.25%                          |
| 21～25 年 | 86.85%                          |
| 16～20 年 | 82.46%                          |
| 11～15 年 | 77.86%                          |
| 6～10 年  | 87.00%                          |
| 1～5 年   | 81.76%                          |

#### 【説明欄】

2. (1)「本庁部局長・次長相当職」には女性がいなかったため、「—」と表記している。

男性の平均給与に対して女性の平均給与が高くなっている要因として考えられるもの

○本庁課長相当職

「本庁課長相当職」は男性 34 名に対して女性 2 名であることから、女性の方が高く算出されている。

男性の平均給与に対して女性の平均給与が低くなっている要因として考えられるもの

○任期の定めのない常勤職員

・扶養手当、住居手当及び管理職手当の受給者に占める男性の割合が、それぞれ約 93%、約 85%及び約 92%と、男性の方が高い。

○全職員

・パートタイム会計年度任用職員が占める割合が、男性は約 4%、女性は約 18%と、女性の方が高い。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。